差 押 債 権 目 録 (1)

(請求債権目録(1)の債権について)

金

債務者(勤務)が第三債務者から支給される,本命令送達日 以降支払期の到来する下記債権にして,頭書金額に満つるまで。

記

- (1) 給料(基本給と諸手当,ただし通勤手当を除く。)から所得税,住民税,社会保険料を控除した残額の2分の1(ただし,前記残額が月額66万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額)
- (2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の2分の1(ただし,前記残額が6 6万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額)

なお,(1),(2)により弁済しないうちに退職したときは,退職金から所得税,住 民税を控除した残額の2分の1にして,(1),(2)と合計して頭書金額に満つるまで。

差 押 債 権 目 録 (2)

(請求債権目録(2)の債権について)

金 円

債務者(勤務)が第三債務者から支給される,本命令送達日以降 支払期の到来する下記債権にして,頭書金額に満つるまで。

記

- (1) 給料(基本給と諸手当,ただし通勤手当を除く。)から所得税,住民税,社会保険料を控除した残額の4分の1(ただし,前記残額が月額44万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額)
- (2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の4分の1(ただし,前記残額が4 4万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額)

なお,(1),(2)により弁済しないうちに退職したときは,退職金から所得税,住 民税を控除した残額の4分の1にして,(1),(2)と合計して頭書金額に満つるまで。

【記載例】 差押債権目録(1)

(請求債権目録(1)の債権について)

金108,970 円

債務者(霞が関支店 勤務)が第三債務者から支給される,本命令送達日以降 支払期の到来する下記債権にして,頭書金額に満つるまで。

記

- (1) 給料(基本給と諸手当,ただし通勤手当を除く。)から所得税,住民税,社会保険料を控除した残額の2分の1(ただし,前記残額が月額66万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額)
- (2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の2分の1(ただし,前記残額が6 6万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額)

なお,(1),(2)により弁済しないうちに退職したときは,退職金から所得税,住 民税を控除した残額の2分の1にして,(1),(2)と合計して頭書金額に満つるまで。

【記載例】 差 押 債 権 目 録 (2)

(請求債権目録(2)の債権について)

金500,300円

債務者(霞が関支店 勤務)が第三債務者から支給される,本命令送達日以降 支払期の到来する下記債権にして,頭書金額に満つるまで。

記

- (1) 給料(基本給と諸手当,ただし通勤手当を除く。)から所得税,住民税,社会保険料を控除した残額の4分の1(ただし,前記残額が月額44万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額)
- (2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の4分の1(ただし,前記残額が4 4万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額)

なお,(1),(2)により弁済しないうちに退職したときは,退職金から所得税,住 民税を控除した残額の4分の1にして,(1),(2)と合計して頭書金額に満つるまで。 (注) 本差押債権目録は,民間の正社員の給料の差押えのひな形です。

役員報酬も含む場合やアルバイト,パートで時給,日給等の差押えの場合は本目録は使えません。その場合は,債権差押目録番号1か3の書式をご覧ください(3ページ目,4ページ目にあります。)ただし,扶養料以外の差押え(本差押債権目録(2)関係)の場合は,差押範囲が2分の1とあるのを4分の1に訂正して使用してください(詳しくはお問い合わせください。)